

平成 2 7 年度

北海道公立大学法人札幌医科大学の業務実績に関する評価結果

平成 2 8 年 8 月

北海道地方独立行政法人評価委員会

□ 評価にあたっての基本的な考え方

北海道地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法第 28 条の規定により、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「法人」という。）の平成 27 年度における業務実績に関する評価を実施した。

なお、評価に当たっては、自主・自律的な大学運営及び教育研究の特性に配慮しながら、中期目標の達成に向けた法人の当該事業年度における中期計画の実施状況を調査及び分析し、業務実績の全体について総合的に評価を行った。

評価委員会の業務実績に関する評価については、北海道地方独立行政法人評価委員会条例第 6 条第 6 項及び北海道地方独立行政法人評価委員会運営要綱第 2 条第 2 項の規定により、公立大学部会の議決をもって評価委員会の議決とした。

なお、当部会が具体的に評価を行うに当たっては、「北海道地方独立行政法人評価基本方針」及び「北海道公立大学法人札幌医科大学年度評価実施要領」に基づき、次の考え方により評価を行った。

○ 評価の方法

評価は、「項目別評価」と「全体評価」により実施した。

「項目別評価」は、法人が作成した業務実績報告書を踏まえ、ヒアリング等を通じて、年度計画の項目ごとに業務の実施状況の確認や法人の自己点検・評価の妥当性を検証し、総合的に判断の上、評価を行った。

「全体評価」は、項目別評価の結果を踏まえた上で、法人の業務実績全体について、記述式により評価を行った。

○ 評価の基準

法人が行う 4 段階（S～C）の自己点検・評価の結果を踏まえ、総合的に判断の上、5 段階（V～I）で評価を行った。

【法人が行う自己点検・評価基準】

- S：上回って実施している
- A：十分に実施している（達成度が 9 割以上）
- B：十分に実施していない（達成度が 9 割未満）
- C：実施していない

【評価委員会が行う項目別評価基準】

- V：特筆すべき進捗状況にある
- IV：順調に進んでいる（すべて S～A）
- III：おおむね順調に進んでいる（S～A の割合がおおむね 9 割以上）
- II：やや遅れている（S～A の割合がおおむね 9 割未満）
- I：重大な改善事項がある

目 次

I 全体評価

- (1) 総括 1P
 - ① 教育について
 - ② 研究について
 - ③ 附属病院について
 - ④ 社会貢献について
 - ⑤ 財務について
- (2) 改善すべき指摘事項 2P
年度計画の設定について

II 項目別評価

- 第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置** 3P
 - 1 教育に関する目標を達成するための措置
 - 2 研究に関する目標を達成するための措置
 - 3 附属病院に関する目標を達成するための措置
 - 4 社会貢献に関する目標を達成するための措置
- 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置** 5P
 - 1 運営に関する目標を達成するための措置
 - 2 組織及び業務等に関する目標を達成するための措置
- 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置** 6P
 - 1 財務に関する基本的な目標を達成するための措置
 - 2 外部研究資金その他の自己収入の確保に関する目標を達成するための措置
 - 3 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置
 - 4 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置
- 第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置** 7P
 - 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
 - 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置
- 第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置** 8P
 - 1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置
 - 2 安全管理その他の業務運営に関する目標を達成するための措置

- III 項目別評価（総括表）** 9P